

12月定例会

行田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例など16議案を可決・認定



議場風景（12月定例会）

12月定例会には、市長提出議案16件が提出され、すべて原案のとおり可決・認定しました。

また、議員提出議案2件が提出され、いずれも可決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

○行田市職員の給与に関する条例及び行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

（原案可決）

国の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、初任給を初め、若年層に重点を置いた本市職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引き上げ並びに扶養手当額の見直しを実施するとともに、特別職について、期末手当の支給月数の引き上げを実施するため、条例の一部を改正するものである。

○行田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（原案可決）

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の公選制を廃止し、農業委員の選任は議会の同意を得て市町村長が任命することとなった。

また、農業委員会が所掌する事務に農地利用の最適化の推進に関する業務が新設され、新たに農地利用最適化推進委員を設置することとなったこと

とから、新たに条例を制定するものである。

質疑 募集のスケジュール、募集状況の公表は。

答 市報等で制度の周知を図るほか、現職農業委員が各地域において新制度の説明や委員の推薦・募集について説明を行う予定である。

制度周知後の平成29年3月に農業委員と推進委員の推薦・募集をおおむね1カ月の期間で行う予定である。定数を超えた場合は選考手続を経て、農業委員は6月の市議会で同意を得た後、市長が任命、推進委員は農業委員会が委嘱する。

公表は、募集期間の中間時点と終了後の2回。内容は、推薦、応募の書面の記載事項のうち、住所等を除きインターネット等で公表する。

○行田市高齢者等介護慰労手当支給条例の一部を改正する条例

（原案可決）

高齢者等介護慰労手当支給事業の対象者の認定に当たり、寝たきり、重度の認知症及び

在宅の基準を明確化することなどを目的に規定の整備を行うものである。

○行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（原案可決）

法令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額の見直しなどを行うものである。

質疑 増額の対象世帯数は。

答 国民健康保険の加入世帯約1万3600世帯のうち、医療分で201世帯、後期高齢者支援金分で191世帯、介護納付金分で40世帯を見込んでいる。

質疑 毎年のように限度額が上がっているが、限度額を引き上げなかった場合、どのような影響があるのか。

答 平成30年度から納付金制度が導入されるが、納付金の算定において法定限度額に基づいたものとなることが見込まれている。その場合、現在、賦課限度額に達している方は、急激な税負担の増といった影響が想定されており、税負担の激変緩和の観点からも段階的な引き上げを行っていかざるを得ないものと考えている。

○行田市都市公園条例及び行